

ヘリコプター集材に関する施設の設置等について

このことについては、ヘリコプター運航に関する諸法規を遵守するほか、細部については次によることとする。

なお、次により難しい場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

1 ヘリポートの選定要件

ヘリポートの選定に当たっては、飛行及び作業の安全性の確保及び作業能率の向上、盗難、災害の防止などの観点にたつて設置位置を決めることとするが、特に次の事項に留意すること。

- (1) ヘリコプターの離着陸可能な十分な広さ及び十分な空域を有し、地表が硬く、離着陸方向に障害物が無いこと。
- (2) 物資搬入用の車輛の出入りが容易であり、燃料保管場所、支援車輛用の駐車場の確保ができること。
- (3) 地形、気象上、ヘリコプターの運航に支障のないこと。特に、河川の増水の影響、突風、顕著な上昇・下降気流等に配慮すること。
- (4) 荷吊・荷卸場所の位置関係、その他を総合的に判断して、経済的、能率的に優れていること。

2 ヘリポートの施設及びその作設

ヘリポートの施設は、使用期間、使用機種等に応じ規模・構造を考慮するが、概ね次の要件を標準とする。

(1) 離着陸場

ア. 広さ

使用機種の全長及び全幅の 1.2 倍以上で、周辺空域を有することが必要であり必要に応じ支障木の伐倒などを行うこととする。

イ. 地面を水平（5° 以内）に整地し、機体重量に耐える構造とし、必要に応じ散水等防塵対策等を行うこと。

ウ. ヘリコプターの着陸点には、白色により直径 5～6 m の⊕を標示すること。

エ. ヘリポートに作業関係者以外の立入を禁止するため、立入禁止の標識を設置すること。

オ. ヘリポート等には退避場所を必ず設定することとし、設定に当たっては、ヘリコプターの進入方向、特にヘリコプターの後方は避けること。

(2) 燃料置場

ヘリコプターに使用する燃料は、消防法で定める危険物第 4 類第 2 石油類に属するので、貯蔵及び取扱いについては法令規則を遵守し、航空会社の責任で行う必要があるが、特に次の点について留意すること。

ア. 湿潤でなく、排水のよい場所を選ぶこと。

イ. 柵等により、他の場所と明確に区画すること。

ウ. 周囲は、貯蔵量に応じ、最低次の空地が必要である。

5,000 リットルまで — 3 m

5,000～10,000 リットル — 6 m

エ. 定められた標識及び掲示板、消火器を設置すること。

オ. 面積は次の基準による

5,000 リットルまで — 20 m²

5,000～10,000 リットル — 40 m²

(3) その他ヘリポート付近施設

ヘリポート付近の風向、風速等を確認するため離着陸に支障のない場所に吹き流し(安全旗でも可)を航空会社が設置すること。(Ⓜより30m程度離す)

3 荷卸場の選定及び作設

(1) 位置は可能な限り荷吊場(伐採箇所)に近く、かつ、標高差の少ない場所とする。

(2) 荷卸場において再造材(玉切等)作業を計画する場合は、極力荷卸作業と別々の場所で実行できるよう、集材規模、荷卸場面積、箇所数、回転率及び作業仕様を総合的に検討のうえ選定、作設すること。

(3) ヘリコプターが安全に進入できる飛行経路が取れる位置とし、支障となる立木は事前に伐倒すること。

(4) 進入出路の伐採幅は40m以上を標準とする。

(5) 荷卸場の標示はヘリコプターのパイロットに容易に認知できるようにし、特に材を卸す起点には白線を引くなど明確にする。

(6) ヘリポート付近で、林道に接近した場所を選定することとするが、ヘリポートの設置条件と同様な場所を選定する。

(7) 荷卸場の材が転落する恐れのある場所は転落防止の措置を講ずること。

(8) 荷卸場にテープ又は石灰等により材の搬入範囲を標示すること。